

令和2年5月16日
(令和2年5月20日 一部追加)
(令和2年6月4日 一部変更)
(令和2年6月22日 一部変更)
(令和2年7月22日 一部変更)
(令和2年9月18日 一部変更)
(令和2年10月8日 一部変更)
(令和2年11月27日 一部変更)

利用者の皆様へ

福岡市立西市民センター

新型コロナウイルス感染症に関する西市民センターの利用について (ホール・会議室等の利用定員制限の緩和)

西市民センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホール・会議室等の利用定員を制限させていただいておりますが、このたび、国・県から新たな通知等が出されたこと等に伴い、下記のとおりホール・会議室等の利用定員の制限を緩和することとしましたのでお知らせします。

1. 制限緩和の内容

(1) ホールについて

- ① 次の条件が満たされる場合には、本来の定員である800人の利用を可能とします。
 - ・来場者による大声での歓声、声援、歌唱等がないことを前提とする場合
- ② 条件が満たされない場合は、客席において、異なるグループ間（1グループ5人以内）で1席空ける対策を行っていただく必要があります。
- ③ ホールの利用に際しては、後記「公演関係者に関する感染防止策」を徹底してください。

(2) ホール以外の会議室等について

下表のとおり、本来の定員まで入室可能とします。

ただし、以下の2点についてご注意ください。

- ・大声での発声等がある場合、人と人との間隔を1m確保してください。
- ・マスク着用が困難な場合、人と人との間隔を2m確保してください。また、この場合、入室可能な人数は定員の半数となります。（第1会議室は40名となります。）

ホール・会議室等の定員

室名	定員	室名	定員
ホール	800名	音楽室	54名
第1会議室	81名	視聴覚室	72名
第2会議室	36名	第1和室	16名
第3会議室	18名	第2和室	12名
実習室	42名		

2. 制限緩和の適用期間

- ・令和2年10月12日(月)～令和3年2月末まで(当面)

- ・3月以降の取り扱いについては、今後検討の上、別途お知らせします。

3. 施設利用上の遵守事項

- ・来館前に、「接触確認アプリ」をインストールしていただきますようお願いいたします。(スマートフォン等、対応端末をお持ちの方のみ。インストール方法などについての詳細は、「厚生労働省 cocoa」でご検索ください。
- ・来館前に体温測定をしていただき、発熱時のご来館はご遠慮ください。
(体温測定をお忘れの場合や、発熱等の自覚症状が現れた場合は、2階受付に備え付けの非接触型体温計にて体温測定を行ってください。)
- ・体調不良(熱・咳など)の方は利用自粛をお願いいたします。
- ・利用者はマスクの着用、咳エチケットの遵守をお願いいたします。
- ・団体利用の場合は、代表者が参加者の体調のチェックをお願いいたします。
- ・入室時、手指消毒の徹底をお願いいたします。
- ・クラスター(集団感染)が発生した場合に連絡をとるため、代表者は参加者全員の氏名、連絡先の把握をお願いいたします。
- ・窓や扉を開けて、こまめに換気をお願いいたします。

※ホール利用については、次の「公演関係者に関する感染予防策」の遵守をお願いします。

公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行ください。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。

その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」より抜粋

4. 施設利用料の返金等について

- ・当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために施設利用の取り止めを行った場合は、お支払いいただいた施設使用料は全て返金いたします。(取止め届の提出が必要となります)

5. 自習室の利用について

- ・利用可能時間：10時～20時
- ・自習室の定員：12名
- ・受付時に、お名前(ふりがな)、連絡先電話番号をご記入ください。
⇒クラスター(集団感染)、発生時に連絡を取るため必要です。
- ・できるだけ多くの方にご利用いただくため、1回あたりの利用時間を2時間までとさせていただきます。

6. 西市民センターの取組み

- ・ 職員は、マスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図ります。
- ・ 入口及び施設内に手指の消毒液を設置いたします。
- ・ 窓や扉を開けて、こまめに換気をいたします。
- ・ 利用時に触れる可能性の高い設備等（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）を定期的に消毒いたします。
- ・ 受付に飛沫感染を防ぐビニールカーテンを設置いたします。
- ・ 料金などはトレーにて受渡しさせていただきます。
- ・ ロビー等の机、椅子の数を減らし、間隔を広げて配置いたします。

【問い合わせ先】 福岡市市立西市民センター
電話 092-891-7021 FAX 092-891-0503
メール main@nishi-civic-center.jp